就学支援金所得要件判断基準について

就学支援金の区分判定は、課税標準額をもとにした算出額で判定されます。

【計算式】

課税標準額 ×6% - 調整控除の額

↑前年の1月~12月分の収入に対する課税額

≪支給額≫

・ 上記計算式算出額・・・ 154,500円未満 ➡ 就学支援金 月額27,900円

国の制度で授業料無償化

≪支給額≫

授業料

無償化対象

・ 上記計算式算出額・・・ 304,200円未満 ➡ 就学支援金 月額 9,900円 国+県の制度で 福井県減免補助 月額18,000円

四类似年增化

授業料無償化 計 27,900円

※ふるさと納税や住宅ローン控除等の税額控除は、反映されません。

※扶養家族の人数等により、年収目安は変わります。

※マイナポータルで課税標準額等の確認ができます。

≪参考≫モデルケース別所得判定基準の年収目安

所得判定基準に相当する目安年収(例)		実質無償化の
	子の人数	対象
親のうち 1人が働いている 場合	子1人(高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	~約910万円
	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	~約910万円
	子2人(ともに高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約950万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~約960万円
	子3人(大学生・高校生・中学生) _{扶養控除対象者が1人の場合}	~約960万円

所得判定基準に相当する目安年収(例)		実質無償化の
	子の人数	対象
親のうち 2人が働いている 場合	子1人(高校生) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1,030万円
	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1,030万円
	子2人(ともに高校生) 扶養控除対象者が2人の場合	~約1,070万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合	~約1,090万円
	子3人(大学生・高校生・中学生) 扶養控除対象者が1人の場合	~約1,090万円